

Title	「資本維持」考<試論> : 会計理論の再検討のうち
Sub Title	A Study of Accounting for Substance-maintenance
Author	山栴, 忠恕(Yamamasu, Tadahiro)
Publisher	
Publication year	1966
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.8, No.6 (1966. 2) ,p.777- 794
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-19660215-04046220

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「資本維持」考〈試論〉

— 会計理論の再検討のうち —

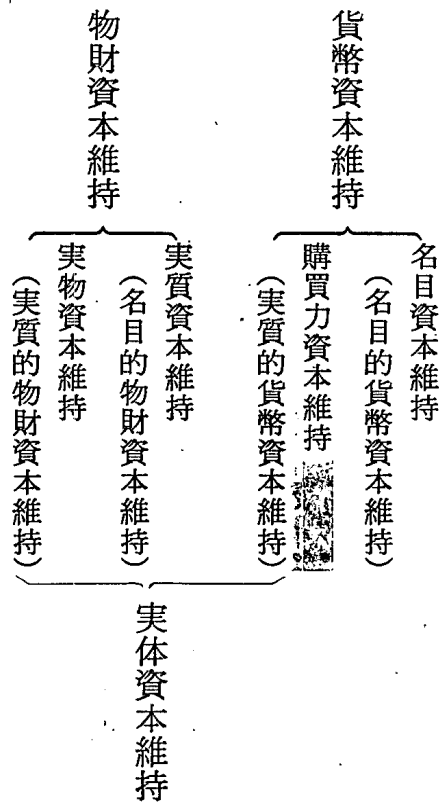
山 栞 忠 恕

- 一 資本維持論の混迷
- 二 評価法と資本維持論との関連
- 三 近代会計学への反省
- 四 維持される筋合にある資本の内容
- 五 貨幣価値の変動と価格の変動
 - (一) 取得原価法の問題点
 - (二) 貨幣価値の変動と資本維持論
 - (三) 価格の変動と資本維持論
- 六 おわりに

一 資本維持論の混迷

最近の会計学界には、伝統的な会計思考にたいする反省の気運が昂まり、それとの関連において、一部には「資本維持」

(Kapitalhaltung) の問題をめぐる論議もまた、再燃しつつある。そして、この小稿もまた、会計理論の再検討の一齣として、この問題に関するわれわれの見解を明らかにしようとするためのものにほかならない。ただ、ひとくちに資本維持とは言っても、もともと、これには、維持される筋合にある資本の内容を、どのように観念してかかるかにより、おのずからいくつものものが存在し得るわけであり、一般には、それらについて、おおむねつぎのような分類が試みられている。



この小稿では、これら各種の資本維持観念自体にかんする解説のたぐいは、すべて省略せざるを得ないものの、要するに、少なくともこれまでのところ、数の上では、なんらかの実体資本維持を説く向きよりも、名目資本維持の観念の擁護者のほうが、圧倒的に多いようである。

しかし、それらの論者の説くところに耳を傾けると、その大半は、かの取得原価法を支持することのために、いわばその結果として名目資本維持の観念をも擁護するにすぎないかのような論調のものであって、真にわれわれを納得させるに足る名目資本維持論というのは、内外を通じ、ついに皆無に等しい実情にあるような気がするし、さらにはまた、名目資本維

持という言葉こそ、なるほど存在するにせよ、もともと資本維持という觀念自体、じつはなんらかの実体資本維持の觀念の芽生え出るに至ったときに初めて、会計学の世界に登場を見たのではあるまいかと、わたくしには、むしろ、そのようにさえも感じられてならないのである。

また、論者の一部には、本来ディメンジョンを明確に異にするはずの、かの「動態論」と「発生主義」と「取得原価法」との三者をもつて、それらをまったくの同義語でもあるかのように錯覚し、したがってまた、それらのいずれかに左袒しさえすれば、そのことが、ただちにそのまま他の二者までも肯定することに通じでもするかのように、いとも無造作に即断なさりがちな向きも、ないではない。そして、事実、取得原価法は、幸か不幸か、その外形が、すぐれて継続性に叶うかに見えるということのほか、その下にあつては、金額数値に、たまたまある種の客観性をも期待できそうであるということなどのゆえに、動態論の登場にあたって、それが殊のほかに興望を担わしめられるに至ったわけでもあつた。

しかし、動態論と発生主義とのあいだに窺われる、かなりの関連性だけは、一応これを認めざるを得ないにしても、少なくとも取得原価法に関するかぎり、それら動態論や発生主義とは厳にこれを區別して觀念する必要がある、静態論における評価法が時価法であるのにたいして、動態論におけるそれは取得原価法を建前にするというたぐいの説明では、論理に重大な飛躍があるものと申さねばなるまい。そして、強いてそのようなことまでも、ここでことさらに指摘してみたというのも、これまた、けつきよくは資本維持の問題をめぐる論議を徒らに停滞させている原因のひとつに算えられようからである。

二 評価法と資本維持論との関係

ちなみに、会計学の世界で、たがいにその優劣を競い合ってきた評価法には、大別すると、三つないし四つのものがある。つまり、

取得原価法

時価法

低価法

が、それであり、いまひとつ強いてということであれば、改正前の商法などとの関連において、

時価以下法

をも挙げることができよう。

しかし、これらのうちで、低価法（と時価以下法と）については、当面の問題の外におくとして、取得原価法によれば貨幣資本維持が、そしてまた時価法によると実質資本維持ないし実物資本維持が、ともに結果的にせよ一応は可能となる筋合にあるし、購買力資本維持のためには、取得原価法、時価法のいずれとも簡単には断定し得ない評価法を必要とする。

尤も、ここでは、ごく大まかに考えての一応の筋道のみを指摘してみたにすぎず、一部には、そのような筋書通りの踏襲に飽き足らず、取得原価法の支持者でありながら、実質資本ないしは実物資本の維持を念願するとともに、その可能な所をも唱えてやまない向きや、時価法の優位を強調するかたわら、実際には一種の便法でもって実質資本の維持に近い効果を達成せしめようとする者もまた、けっして少なくはない。

ちなみに、取得原価法に準拠しつつも実質資本ないしは実物資本の維持の可能であることを説く向きは、例えば棚卸資産会計については後入先出法 (last-in, first-out method; Lifo) の採用に、そしてまた設備資産会計についてはローマン・ルフトイ効果 (Lohmann-Ruchti Effekt) の存在などに、その期待を繋いでいるわけである。

事実、後入先出法による場合には、取得原価法の制約の下に置かれながらも、収益に早晩対応せしめられる筋合にある費用分が、かなりの程度までカーレントな水準の価額を反映することになる結果、棚卸資産の価格変動により招来される利

得もしくは損失、つまり棚卸資産損益 (inventory profits or losses) のかなりの部分を排除することが可能になる。

また、ローマン・ルフティ効果の示唆するところによると、定額法を前提にする場合であれば、資金量が限られているかぎり、一定の大きさに達したのちは、その状態にとどまってしまうところから、もしも貨幣価値の下落ないし価格の上昇が、かりに緩慢ではあつてもとどまることを知らないとする、いずれはこの効果をもつてしても実質資本ないし実物資本の維持が覚束なくなつてしまうものの、少なくとも定率法の下にあつては、償却費として計上される額自体を負担するに足る収益の額の確保さえ可能でありさえすれば、その金融上の効果は、いわば無限に期待でき、したがつてまた、どのような資本維持も、結果的には可能になる筋合にある。(尤も、企業にとって一個しか必要としない設備資産に以上のような効果を期待することが不可能であるところからも容易に想像できるように、このローマン・ルフティ効果の享受には、事実上の限界がある。)

他方、時価法の論者が、いわば便法として採用するものに、棚卸資産については後入先出法、設備資産については、それらの償却の都度、償却費の額だけを時価に換算するとともに、これと引当金の額との差額部分を資本剰余金ないし価値修正勘定として処理する方法があり、これによつてもまた、実質資本の維持を、かなりの程度まで達成することができよう。

しかし、そのような方法でもつて、なるほどなんらかの実体資本の維持を、なにがしかの程度まで図ることが、かりに可能であるにしても、問題は、そのような方法による実体資本維持の試みが、(たんに実務の上の手すさびの域にとどまるのであればともかく) 会計学という、ひとつの学問体系のなかにまで座を占め、会計学自体また、こと資本維持の問題ともなると、いわばそのような、かりそめの試みによつて齟らされる断片的効果にのみ、安易な期待を繋ぎつづけてきたかに見える点にこそある。

そして、われわれの見るところによれば、これは、けつして望ましいあり方ではない。と言うのは、会計学が、しんじつ一個の学問としての実質内容を備えるものであらうとするためには、資本維持の観念そのものに関する正面きつての対決こ

それが、なににも増して必要なことであるにもかかわらず、この肝腎の課題が、いたずらに等閑視され、ことさらに放置されつづけているきらいがあるからにほかならない。

たとえば、取得原価法を信奉しつつ、しかもなお後入先出法の採用やローマン・ルフティ効果の存在に関心を寄せるといふことは、そのこと自体とりも直さず、なんらかの实体資本維持を念願しているか、少なくともそれを暗黙のうちに容認していることを意味するものと看做さざるを得ないものの、その場合に関心の的になっている後入先出法にしてもローマン・ルフティ効果にしても、もともとそれらは、これらを活用しさえすれば資本の喰い潰しの制御がある程度まで可能になることを示唆するだけの存在にすぎないわけであるから、これらにたいしてどのように強く期待をかけてみたところで、それらへの依存に甘んじるかぎり、肝腎の实体資本それ自体の把握までは、いかなる財務表をもってしても、ついに不可能であると申さねばなるまい。しかも、そこでは、それらの方法によって、なにが、もともと維持されようとしているのか、いっこうに明らかにされていなければかりか、さらには貨幣価値の上昇ないし価格の下落のさいの考慮が、いささかも払われていないという点で、かの保守主義のもつ好ましくない面の再現さえもが懸念されざるを得まい。

他方、時価法の支持者をもって自認する論者たちの一部が現実には依存しがちな前述の方法にしたところで、後入先出法というものは、もともと取得原価法のカテゴリーに属するはずのものであり、貸借対照表上に示される諸資産の価額のうち、棚卸資産のそれにたいしては、取得原価こそが、これに充てられるという結果になる。また、償却費としての計上額だけについて、それらを、そのときどきの時価に引き直すという処理法を採用するかぎり、今度は設備資産の価額にもまた、取得原価額に由来する帳簿価額が終始これに充てられることになる。

したがって、もしも、そのような処理法に甘んじるならば、そのこと自体、時価法の支持者としては自殺を意味するだけでなく、そこには、それらの処理法を混えることによって評価上の不統一までもが生ぜざるを得ないことになる。さきに

それらをもって、敢て「便法」と看做さざるを得なかったのも、いわばそのような理由に基くものであり、もともとその種の便法を説いて事終れりとする事自体、学問の世界に似つかわしくない風潮であると申さねばなるまい。

三 近代会計学への反省

それでは、資本維持という觀念にたいして、会計学は、どのような態度でもって臨むべきであろうか？　これが、つぎの課題である。

すでに述べたところからも明らかであろうように、これまでのわがくにおける通説的会計学、すなわち動態論—發生主義—取得原価法に立脚する近代会計学では、不幸なことにこの資本維持の觀念が、かならずしも正面きって取り上げられてはいなかった。しかし、そうは言うものの、他方において、会計学の底流には、右のような性格のいわゆる近代会計学の登場を見るに至る前から、たとえ潜在的にもせよ、かの資本不可侵ないしは資本と利益との峻別という思考が、つねに存在しつづけていることもまた、事実である。そして、これらの思考は、今日にあっては、ときとして記帖処理上の要諦くらいにしか意識されない場合も珍らしくないにしても、本来は利得や損失をも含めた広義の利潤計算の基準をなしているものと考へるべきである。

そして、もともとこれらの思考こそ、まさしく資本の喰い潰しを避けようとする觀念の所産にほかならなかつたはずであるにもかかわらず、比較的最近に至るまで、さきに指摘したように、資本維持に関する問題意識が甚しく低調であつて、それ以上には、さして問題化しなかつたのであるが、それというのも、現実に貨幣価値や価格の変動が比較的微弱であつて取得原価法の有する難点が顕現化するまでに至らなかつたことのほか、かりに取得原価法に不信の念を懐くにしても、会計学にたいして理論の再検討を迫るよりは、經理操作の手段に訴へることにより、いわばプライヴェイトな形でもつて、実務界

が、それに対処しようとしたこと、さらにはまた、社会的にも、資産再評価法のような法的措置によって、問題の表面化が未然に防がれる形になっていたことなどに、その原因がある。

しかし、会計学が真に学問の名に応わしい体系を整え上げるためには、会計事象の認識にあたっては、かの「真理は全体的である」という命題が、なにも増して尊重されなければなるまい。つまり、従来の会計学は、貨幣価値や価格の変動をとかく捨象し去りがちな傾向にあったものの、それらの変動が現実に見られ、しかも会計がそれらに不断に晒されつつあるかぎり、このファクターをも積極的に採り入れることによって、会計学の適応範囲の拡張を図ることにこそ、われわれ学問者の果さなければならぬ使命のひとつがあるのではなからうか？

この意味において、資本維持の観念こそは、会計学が当然に汲み上げなければならない課題のひとつであると言えようし、またひとたび資本維持の観念を採り入れようとするかぎり、おのずから、かの実体資本こそその維持を考えなければならなくなるであらう。

四 維持される筋合にある資本の内容

ひとくちに実体資本維持の立場とは言っても、これには、あらかじめ呈示しておいたように、購買力資本維持の立場、実質資本維持の立場、実物資本維持の立場の三者が現に存在するものとされている。しかし、この小稿では、それら個々の検討よりは、むしろ資本不可侵の要請および貨幣価値ないしは価格の変動への対処という角度から、実体資本の維持に関する私見を申述べたいと思う。というのは、もともと実体資本の維持が現実に云々される場合、かならずしもそれが厳密に上掲の三者のうちのいずれかひとつのみを前提にしつつ一義的に説かれてはいないものと考えざるを得ないからである。

そこです、俗に言う資本不可侵の要請とは果してなにを意味しているかについて考えてみるに、これはかの経済学にい

う単純再生産の要請こそを、けっきょくは代弁するものにほかならないと見ることができよう。つまり、投下資本の額とこれに照応する回収資本の額との比較を試みることに、後者の前者を上廻る部分を利益の額として観念するという考え方が、資本不可侵の名の下に、会計学の世界でも尊重されているにすぎないわけである。

尤も、誤解のないように、ねんのため申し添えておかなければならないことがある。それは、ここにいう投下資本の額かならずしも期首資本の額を意味するものでなく、また回収資本の額すなわち期末資本の額に符合するものでもないということである。つまり、そのへんの消息を、勘定形式を援用することによって、できるだけ簡明に示すならば、それはおおむね、附表《資本循環図》(二八ページ)のようになり、そこから導き出された、

回収資本—投下資本—差

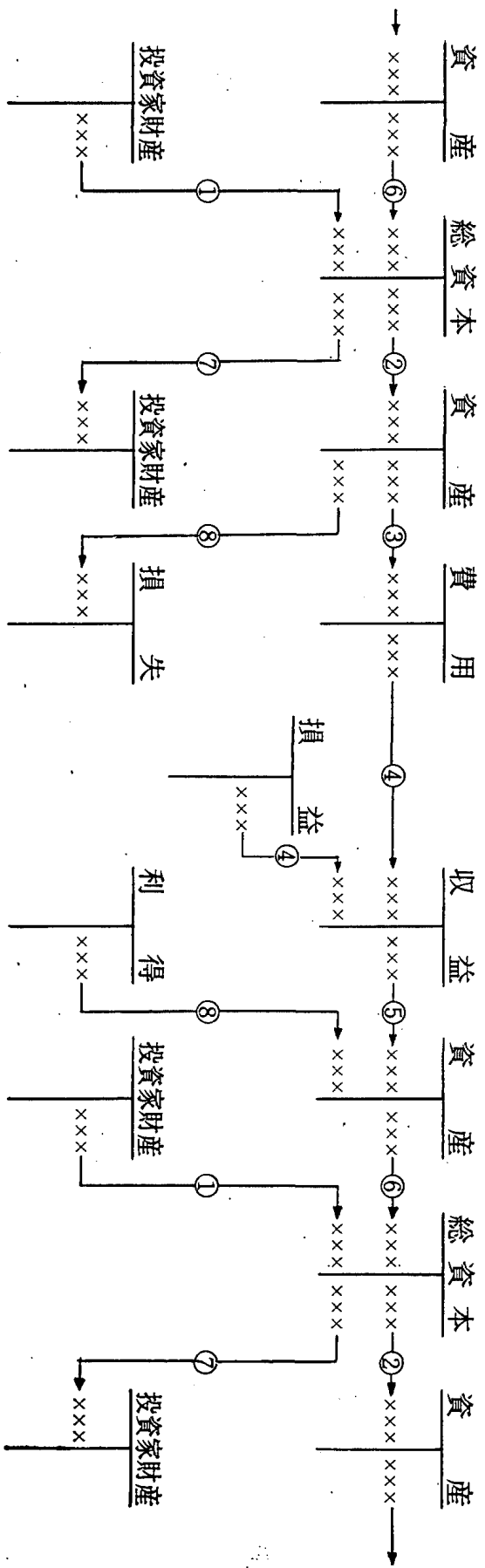
という等式こそが、われわれに利益の実現の認識を肯定させるわけである。ちなみに、ここに言う利益の額は、かの、

狭義—利益—差

という場合のそれ(狭義の利益の額)とは異なり、これに利得(gains)の額と損失(losses)の額とを加減したもの(広義の利益の額)にほかならない。そして、狭義の利益の額こそ、損益計算の過程を通じて、まだしも比較的無難にこれを判定することができるとしても、問題は、広義の利益の額の判定にあたっておのずから必要にならざるを得ない資本の額と利得の額(ないし損失の額)との識別にある。

つまり、われわれの見るところによれば、この広義の利益の額の判定との関連において当然に問題となる筋合にある一種の判定、すなわち、それが資本自体の付加分を意味するか、それとも利得を意味するかかの判定、また資本自体の控除分を意味するか、損失を意味するかかの判定にさいしてこそ、かの資本不可侵の要請の具体的な発動が如実に窺われるわけであり、

資本循環図



取引:

- ① 資本の調達
- ② 資本の投下
- ③ 経営活動 (工的・商的などの機能の遂行)
- ④ 利益 (狭義) の発生・付加
- ⑤ 販売
- ⑥ 資本の回収
- ⑦ 資本の分配・償還
- ⑧ 利得・損失の発生

注: 1. 簿記では、同一名の勘定は一個ずつしかないとたために、資本の回収再投下は記帳上明確でない。
 2. この図では、「期間」の観念は、まったく捨象されている。
 3. 矢印は、価値の流れを意味する。すべての価値は、本質的にはひとつの勘定の借方から貸方、貸方から他の勘定の借方に流れるという解釈に基いて資本の循環状況を画いてみた。
 4. 単純再生産の要請により、
 回収資本—投下資本=(狭義の)利益+利得—損失
 という等式が導き出される。つまり、投資家財産勘定以外の、いっさいの勘定がバランスを保つことになる。

しかもその場合、この要請の含意は、要するに、回収を見た総資本の額から広義の利益の額を除いた部分が、投下資本の額に合致するように、会計上の処理を行なうべきであるという点にあるものと、解釈することができよう。

ところで、実体資本維持の名の下に維持される筋合にあるものの正体を見きわめるためには、この資本不可侵の要請の意味するところを確かめるだけでなく、さらには近代企業の性格についてもまた、多少の言及を試みておく必要がある。

ちなみに、企業会計上のコンヴェンションのひとつとして、古くからその存在の重視されているものに、かのゴウイング・コンサーンの観念があるが、この観念というのは、企業にひとたび投入された資本には、企業資本としての一種の集合力ないし同質性の存在することを示唆するにすぎず、企業自体は、むしろ最適の業種、最有利の規模、最上の営業方式（生産様式など）を求めつつ、刻々と、その姿を変えつつあるわけである。

尤も、ここにいう最適の業種への移行という意味は、これまで食品工業に従事していた会社が、機械工業へと転換を試みるといったことではなく、たとえば造船業界に広く見られる陸上部門への進出というほどの意味にすぎないもの、いずれにしても言うことは、もともと企業という存在を前提にして考えるかぎり、回収された資本が同一の財貨なり用役なりにふたたび投下される必然性だけは、ほとんど存在しないものと考えてよい。

そして、もしも、そうだとすれば、さきに検討を加えた資本不可侵の要請との関連からだけでなく、現実の企業それ自体の習性からもまた、実体資本維持の名の下に維持されるべき筋合にあるものは、一部に唱えられているような、げんに投下されている資本としての資産ではなくて、まさに投下された資本そのものであると、結論しなければならなくなるはずである。

五 貨幣価値の変動と価格の変動

さて、これまでのところ、この小稿では、貨幣価値や価格の変動という極めて曖昧な表現を屢々用いてきた。しかし、そ

る所ろ、このへんで、貨幣価値の変動と、個々の価格の変動とは、これを明確に区別しておく必要がある。というのは、資本の投下時における貨幣価値と資本の回収時におけるそれとの差異を考慮するところにこそ、資本そのものの維持の意味があり、貨幣価値の変動に照応する修正こそが、われわれの言う上述の資本維持の観念に叶うものと考えらるからである。

もともとこの貨幣価値の変動というのは、価値尺度そのものの側面に見られる変動にはかならないところから、これに由来する修正ということであれば、それは、ひとり資本勘定にのみ加えられるべきものでなく、いっさいの勘定科目にたいして均等に行なわれなければならない筋合にあり、したがってまた、この修正は、損益の額にたいしては、もともと影響を及ぼす関係にない。

ところが、他方の個々の価格の変動ということになると、その意味するところは前者とは著しく異なり、むしろそれらは、損益の額にたいしてというよりは、資本の額にたいして影響を及ぼす筋合にない経済事象であると、われわれは解釈する。しかしまたその反面、この種の事象というのは、営業活動とも直接の関係を有するものでないところから、それらに由来するプラス・マイナスの差額というのは、けっきょくは利得ないし損失の額を構成するものと考えざるを得なくなる。そして、このことはまた、価格の変動が本質的にその身に具えていると見てよい投機性からも、類推することが可能である。

以上によって明らかであろうように、要するに、われわれは、貨幣価値の変動に由来するということであれば、いっさいの勘定数値を修正すべき筋合にあるし、これを除いた単なる価格の変動に由来する部分であれば、利得ないし損失を構成する性質のものであるという見解を懐いているわけであるが、ここでただちに私見の具体的な展開に入るよりは、私見のねらいを予め明らかにする意味からも、むしろ、いちおうは、ねんのために取得原価法のもつ欠陥についてもまた触れておきたいと思う。

(一) 取得原価法の問題点

まず貨幣価値の変動との関連において、取得原価法を取り上げてみたい。言うまでもないことではあるが、取得原価法の下にあっては、取得時の貨幣価値にたいして、なんの考慮も払われないところから、多少とも貨幣価値の変動の事実が存在するかぎり、極端な表現をもってすれば、メートル法を前提とする長さと同様に、インチ法を前提とする長さと同様に、そのまま単純に加減するのと等しく、そこに見られるものは、実のところ、まったく意味のない混合数値ではない。

資本の額の修正を行なわないことによって、変動相当分だけは利益の額を歪める結果を招くとも言えようが、他の勘定にたいする修正が施されていないことをも考慮するならば、貨幣価値の変動下において取得原価法から導き出される損益の額たるや、その本来のものから、さらに複雑な要素によって乖離し去ってしまったては、必ずである。

つぎに、個々の価格の変動との関連において、取得原価法を取り上げてみよう。この場合には、さきの貨幣価値の変動との関連におけるほどには、取得原価法も複雑な歪みを与えない。つまり、その場合に見られるであろう歪みと言え、工的ないし商的機能を果しつつあるコストについて生じた価格変動が、利得ないし損失として処理されることなく、売上利益の額に影響を及ぼすことになるという形におけるそれにすぎない。しかし、そうは言うものの、そのことは、区分計算を狂わせ、ひいては、本来であれば狭義の利益の算出過程から当然に除外すべき性質のものを損益計算のなかに持ちこむことによって、かの当期業績主義をして事実上有名無実の存在たらしめる働きをも勤めているものと言えよう。

このように、伝統的な会計学が、暗黙のうちに予定しつつつけてきた取得原価法には、貨幣価値の変動との関連においてもさらにはまた個々の価格の変動との関連からも、もはや不問に付しておくことのできない重大な弱点が存在する。したがって、つぎに、この小稿で試論として呈示しつつある私見の具体的な展開を試みることにしたい。

(二) 貨幣価値の変動と資本維持論

ここでもまた、貨幣価値の変動と個々の価格の変動とを区別しながら考察を進める必要がある。

まず前者については、どの時点に基準を求めめるかによつても、各種の処理法が考えられるものの、最も素朴に考えるならば、一応は取引価額のまま記帖しつつも、日々の貨幣価値の変動にに応じて、日々いっさいの勘定について、その残高に修正を施すという対処の仕方が、頭に浮ぶであろう。(尤も、これとても、一日のうちでは、あらゆる時間を通じて貨幣価値が一定であるとの仮定を必要とする。)

しかし、いっさいの勘定の残高に対して、貨幣価値の変動に照応するように日々修正を加えるということには、実際上はかなりの問題がある。殊に、現金を初めとするいわゆる当座資産や、法律上の貸借、経済上の信用などのように、もともと貨幣価値の変動を、なんら予定していないものも存在するからである。したがって、この現状を、かりに前提にしつつ考えるかぎり、それらのものについては、特別の配慮を加えることが必要になる。

つまり、当座資産や貸付金などの金銭的資産については、本来であれば、貨幣価値の上昇のさいには、それに見合う切り下げを行なうべきであるにもかかわらず、制度上これを行なわなくてもよいところから、この部分は利得を意味するものと解釈すべきであろう。また、同様に、これとまったく同じ理由により、貨幣価値の下落との関連において、損失として取扱うのを至当とする部分が生じる。

い多少し具体的に述べるならば、それらのいわゆる金銭的資産については、日々の修正差額部分を、「金銭的資産貨幣価値変動未決算勘定」(仮称)とでもいう勘定で総括的に処理してゆくべきであるが、この勘定の性格は、現状を肯定するかぎり、個々の金銭的資産の評価勘定でないばかりか、将来を俟ってそれらが利得もしくは損失になるという意味において未実現であり、また利得になるか損失になるかの確証さえもが存在しないという点で、むしろ厳密には未決算の勘定でこそあると看做

さなければなるまい。そしてそのかぎりでは、この勘定の性質には、かの現金過不足勘定のそれに一脈通じるものがある。ところで、この未決算勘定も、その残高評価は貨幣価値によって行なわれるわけであるから、これもまた当然に貨幣価値の変動に照応する修正の対象をなすものと考えねばならない。したがって、この勘定には、日々それ自体の額の修正が施された上で、さらにさきの金銭的資産の修正に基く差額が、チャージリデイスチャージされることになる。

なお、これらの金銭的資産の流入のさいの記帖にこそ、なんの問題もないものの、流出のさいには、それまで未実現であったものが逐次実現を見るに至るわけであるから、右の未決算勘定の一部を、金銭的資産全体にたいする当該資産の割合をもって、つぎつぎに損失もしくは利得として振替計上しなければならぬ。

ちなみに、貸方側の債務、つまり買掛金や借入金についても、これまで述べてきた金銭的資産に関する処理の場合と、ほぼ同様の措置を講じればよいわけであるが、さきの場合の「金銭的資産貨幣価値変動未決算勘定」にあたる「債務貨幣価値変動差異勘定」(仮称は、たんなる未実現項目ではなくて、いわば他人資本の評価勘定としての性格を備えるものと解釈しなければならぬ)。

つまり、この勘定は、性格上かの自己資本に見られる資本剰余金勘定ないし欠損金勘定に近い一面を有しており、ただ、たまたま他人資本がその前提をなしているところから、償還とともにこの勘定もまた当然に消滅するに至る運命にあるという点だけが、それと異なっているにすぎない。そして、現状を肯定するかぎり、この勘定でもって示されてきた金額もまた、債務の決済のさいに、やはり損失もしくは利得に振替計上されるべき筋合にある。

(三) 価格の変動と資本維持論

ところで以上は、貨幣価値の変動と個々の価格のそれとを区別するとして、もっぱら前者との関連において必要と目され

る処理法であった。そこで、つぎには、後者との関連においてわれわれが望ましいと考えている処理法を明らかにしよう。このように、個々の価格の変動がその前提をなしているという場合であれば、コストの流入時における価格（取得価格）と、その流出時におけるそれ（再調達価格）との差額を、コストの流出時において利得もしくは損失として処理すべき筋合にある。というのは、まったく同一の品であれば、それらがいつ仕入れられ、いつ作られたものであろうと、同一条件の市場で販売されるかぎり、同額の売上利益を齎すはずだからである。

ただ、個々の価格の変動との関連におけるかぎり、上記のような考慮は、保存可能という意味で少なくとも直接的には、仕掛品、半製品、製品、商品などの、いわゆる財貨についてのみ、払われるにとどまり、用役については、そのような考慮も、せいぜい間接的に作用するにすぎない。しかも、ひとくちに財貨とは言っても、金銭的資産は、その対象の外におかれよう。というのは、貨幣価値の変動を除外しての個々の価格の変動であれば、それらは、むしろ需給関係の変化のしからしめる経済事象であると言えようからである。

そこで、ごく単純化して考えるかぎり、かの有価証券のなかでも、株式のように、券面額や配当率以外の要素が、その価格の形成に大幅に作用する性質のものであればともかく、公社債などのように、券面額に利息要素が加味されることによつて、ほぼその価格の決定を見る種類のもの場合には、それらを上記の処理法の適用外に置くのを至当とする。

ところで、個々の価格の変動に由来する価格差異の処理法として、さきには、これをコストの流出時において利得もしくは損失として取扱うとのみ述べた。しかし、営業に直接関係のある財貨の場合、問題は、けっして単純ではない。そこで、処理法自体について、いま少し説明を加えておきたいと思う。つまり、さきの貨幣価値の変動を前提にする場合のそれと同じように、この場合にも、一日のうちには価格の変動が生じないという仮定の下に、すべての原価要素を日々の価格変動に応じて、逐次修正するとともに、相手勘定として、「 $\times\times\times\times$ 価格変動差異勘定」（仮称）を建てることになる。そして、その

ためには、仕掛品や製品についても、これを原価要素に分解の上、修正を施して、ふたたび合算することが必要になる。

ところで、このようにして把握した価格変動差異額もまた、さしあたっては、未実現項目であり、当該財貨のコストが費用に転化するに至るとき、同時にその実現を見て、それが利得もしくは損失に振替えられることになる。しかも、もともとこの価格変動差異額自体、やはり貨幣価値でもって評価された数値であるために、これを収容する価格変動差異勘定もまた、他の勘定科目と同様に、れいの貨幣価値との変動との関連における既述の修正の対象項目をもなす筋合におかれていること、ここにあらためて指摘するまでもない。

要するに、われわれとしては、個々の価格の変動との関連からすれば、おおむねここに述べてきたような処理法を必要とする筋合にあるものと考えるわけであるが、厳密には、なお一個の問題が残されている。それは、現実には、どの時点にあつても、かの一物一価の成立が、かならずしも保証されているとは言えないからである。そこで、さらには、客観的な資料によつて得られる価格すなわち正常価格をその都度確かめることにより、資産の購入時には現実の取得価格と正常な取得価格との差額を、また販売時には現実の販売価格と正常な販売価格との差額を、これまた、それぞれ利得ないし損失として分離させる必要が生じよう。

六 おわりに

この小稿の後半において展開を試みた手続というのは、もともと実用可能性をまったく度外視しつつの一応の筋道にすぎないばかりか、貨幣価値や価格の変動、さらには正常価格が、正確にしてしかも迅速に判明することを仮定しての、著しく観念的なものにほかならなかつた。しかし、昨今の会計理論の世界に見られる混迷ぶりからすれば、物事の性格を適確に把握し正しく理解してみるといふ意味で、ときとしてこのような観念的遊戯もまた、十分に許されて然るべきだといふ気がする。

おわびをしなければならぬ点があるとすれば、むしろそれは、もともと資本維持を主題に筆を執ったはずであったのに、そのこととの関連において貨幣価値や価格の変動に心を奪われるのあまり、いつしか主題が利益概念の純粹化という問題に転化してしまったかにも見える点である。しかし、これもまた、いわれのないことではない。われわれは、いまさらのように、「すべての会計上の思考は利益に通ず」との感を深くするとともに、資本維持の問題にしても、けっきょくは精密な利益の額の算出という問題と無縁でないばかりか、もともとこれと不可分の関係にあることを、しみじみと思い知らされている次第である。

(昭和四〇年十一月三日)

付記

この小稿は、昭和四〇年度文部省科学研究費交付金による総合研究『企業利益に関する会計学的研究』(代表者 一橋大学教授 片野一郎氏)のうち、筆者の分担部分についての報告書の一部をなす。記して謝意を表す。